

四日市市告示第 318 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 5月13日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	末永滝川線	本郷町1272 本郷町1272	34.4	66.6	NO.1
2	滝川4号線	滝川町166-1 滝川町188-1	4.0~6.26	322.16	NO.2
3	本郷33号線	本郷町1225 本郷町1224	6.0~11.6	137.4	NO.3
4	本郷34号線	本郷町1225 本郷町1225	4.0~8.3	17.8	NO.4
5	本郷35号線	本郷町1003 本郷町1003	6.0~10.3	99.2	NO.5
6	本郷歩道2号線	本郷町1271 陶栄町1271	4.0	27.7	NO.6
7	本郷歩道3号線	本郷町1002 本郷町1002	6.0	15.0	NO.7
8	末永39号線	末永町1027 末永町1006	6.0	98.2	NO.8
9	末永40号線	末永町1002 末永町1001	6.0~8.2	238.8	NO.9
10	末永41号線	末永町1002 末永町1002	6.0~10.2	13.9	NO.10
11	末永歩道3号線	末永町1002 末永町1002	6.0	24.0	NO.11
12	陶栄7号線	陶栄町63-1 陶栄町34	4.0~7.7	139.2	NO.12